

■ 1 ■ クルド人の生存権を守る実行委員会について

- ・埼玉県川口市や蕨市などで生活するクルド人の支援を行っている団体。
- ・クルド人の多くは難民として来日しているが難民認定申請が認められず、多くは在留資格「特定活動」、そして在留資格がなくなった場合には「仮放免」という就労することも社会保障を利用することも禁止されている状態で、日本で生活している。
- ・クルド人を始め外国人の多くは、コロナウイルスの影響でこれまで以上に生活に困窮しているが、ほとんどの外国籍住民は生活保護の受給対象と原則的になっていない。外国籍住民をはじめ、普遍的に日本で暮らすすべての人々の生存権を守るために、実行委員会として取り組んでいる。
- ・共同代表：藤田孝典（NPO 法人ほっとプラス代表理事）、稲葉奈々子（NPO 法人移住者と連帯するネットワーク）、松澤秀延（クルドを知る会代表）
- ・事務局長：岩橋誠（NPO 法人 POSSE 外国人労働サポートセンター）
- ・加盟団体：クルドを知る会、反貧困ネットワーク、反貧困ネットワーク埼玉、NPO 法人ほっとプラス、NPO 法人 POSSE、総合サポートユニオン、埼玉県民主医療機関連合会、移住者と連帯する全国ネットワーク貧困対策PT、新型コロナ災害緊急アクション、一般社団法人日本クルド文化協会、首都圏移住労働者ユニオン、首都圏生活保護支援法律家ネットワーク、フードバンク埼玉、クルド難民弁護団弁護士有志、埼玉県生活と健康を守る会連合会、NPO 法人北関東医療相談会

- ・相談会までの取り組み

→2020年10月27日に埼玉県川口市および蕨市に申入書を提出

■ 2 ■ 11月1日相談会の結果

- ・日時：2020年11月1日日曜日 10時から16時
- ・場所：川口駅東口公共広場（キュポ・ラ広場）

- ・相談件数 123人（同席者を含めると300人以上が相談に訪れた）
 - 男性 48人
 - 女性 66人
 - 不明 9人

・相談者の所在地

→埼玉県川口市：100人

→埼玉県蕨市：14人

→その他：9人

・相談者の国籍

→トルコ 109人

→バングラデシュ／中国／ネパール／イエメン 1人ずつ

→不明 10人

・相談者の在留資格

→特定活動：70人

→仮放免：44人

→その他：9人

・難民認定申請の有無

→申請中：101人

・相談者が同居している人数

→合計同居人数：337人（本人を除く）

→平均同居人数：2.95人（本人を除く）

・生活困窮の実態

→相談時の平均所持金額：15000円

→中央値：2000円

→食事が不十分：33人

→家賃滞納者数：46人

→平均滞納月：1.95ヶ月

→病気あり：61人

→医療費滞納者：8人

→平均滞納金額：45万円

→生活保護希望世帯数：40世帯

・個別事例

1) クルド人、3人家族（両親、子）、仮放免

現在妊娠中。夫は解体の工作中に骨折したため働くことができなくなる。労災は適用されていない。子どもを保育園に預けたいが仮放免であるため預けられない。現在は夫婦ともに働かず、所持金はほとんどない。

2) クルド人、4人家族（両親、子2人）、特定活動

夫の仕事がコロナでなくなる。家賃を2ヶ月分滞納している。子供のおむつ代やミルク代がない。所持金は1万円。

3) クルド人、6人家族（両親、子4人）、仮放免

夫の仕事がコロナでなくなる。家賃を1ヶ月分滞納している。喘息や頭痛などの持病があるが、保険証がなく病院に行くと10割負担のため診療を躊躇している。過去の受診で20万円以上の医療費未払いがある。子供の学校の給食費などを払えない。食事も十分に取れていない。所持金はほぼゼロ。

■ 3 ■ 当事者の報告

・クルド人当事者から

■ 4 ■ さいごに

仮放免者や短期滞在者は就労が禁止されているため、すべての生活を支援者に頼らざるをえません。なかでも家賃と医療費がとくに生活を圧迫しています。未払いゆえに立ち退きを迫られている人からの相談が数多くあります。また、症状が悪化して持ちこたえられなくなるぎりぎりまで受診をぎりぎりまで控えるため、医療費がさらに高額になっています。

国籍や在留資格の有無にかかわらず公営住宅あるいは宿泊施設を緊急に提供し、医療サービスを受けられるようにしてください。

<住宅>

国交省省によると、コロナ感染拡大による収入減少者向けに枠を設けて目的外使用制度等により提供される公営住宅は、特定警戒都道府県・政令市において10月23日時点で1,450戸程度確保、のべ403世帯が入居したとされています。しかし対象地域であっても、公営住宅の目的外使用制度を実施していないばかりか、家賃が払えないことを理由に公営住宅から立ち退きを迫られる外国人もいます。制度が必要な人に十分活用されるように、自治体に対するさらなる働きかけが必要です。

住宅セーフティネット法で定められている住宅確保要配慮者には、低所得者、被災者、高齢者、子育て世代に加えて、外国人も含まれています。今回の相談会に来た外国人の100%が公営住宅法が定める低所得者であり、子育て世代が多数を占めています。

現状では、民間では支えきれない負担になっています。法律が各自治体で確実に適用されるように周知すべく通知を出してください。このままだと、外国人が家族でホームレスになる例が数か月以内に急増してしまいます。

<医療>

仮放免、短期滞在の外国人は公的保険に加入することができません。自己負担で医療を受ける場合、10割負担でも高額ですが、30割や40割負担を請求される場合も少なくありません。最後の命綱が無料低額診療になります。しかし、無料低額診療は、実施する医療機関の裁量によるため、受診を拒否される外国人もいました。実施する民間の医療機関には支えきれません。相談会に来た外国人の相談の多くは健康問題でした。国籍・在留資格にかかわらず医療サービスを受けられる仕組みが必要です。